

# 法人名称・所在地、事業所名称・所在地の変更

様式第6号（第1面）

（日本産業規格A列4）

~~有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~  
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~  
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 令和〇 年 〇 月 〇 日

【有料職業紹介事業】  
法人名称・所在地、事業所名称・所在地  
の変更の場合、「5」以外は抹消してく  
ださい。

②申請・届出者 氏名  
(ふりがな)  
 かぶしがいしゃ △△△△  
**株式会社** △△△△  
 だいひょうとりしまりやく ○○ ○○  
 代表取締役○○ ○○

法人名称の変更の場合、**新法人名称**を記  
載してください。

- 1 ~~職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- 2 ~~職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり変更届出書を提出します。~~
- 3 ~~職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- 4 ~~職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更届出書を提出します。~~
- 5 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
- 6 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
- 7 職業安定法第33条第4項において準用する第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の種類等を定めたので届け出ます。
- 8 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③ 許 可 番 号	23-ユ-●●●●●●●●	
<small>(ふりがな)</small>	かぶしがいしゃ ○○	
④ 氏 名 又 は 名 称	株式会社 ○○	
<small>(ふりがな)</small>	〒460-0003 電話 052 (219) ○○○○ あいちけんごやしなかくにしき	
⑤ 所 在 地	愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇	
⑥ 事業所	<small>(ふりがな)</small> 名 称	かぶしがいしゃ ○○ なごやえいぎょうしょ 株式会社 ○○ 名古屋営業所
	<small>(ふりがな)</small> 所 在 地	あいちけんごやしなかくにしき 愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇 〇〇ビルディング 301号室

④～⑥欄は、**変更前**の名称及び所在地を  
記載してください。

⑦ 変 更 事 項	法人及び事業所の名称・所在地・電話番号変更	
⑧ 変 更 前	事業主名：株式会社〇〇 事業所名：株式会社〇〇 名古屋営業所 事業主住所：〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇 事業所住所：〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇 〇〇ビルディング 301号室 電話番号：052-219-〇〇〇〇	
	事業主名：株式会社△△△△ 事業所名：株式会社△△△△ 名古屋事務所 事業主住所：〒465-8609 愛知県名古屋市中東区平和が丘〇〇番地〇 事業所住所：〒465-8609 愛知県名古屋市中東区平和が丘〇〇番地〇 〇〇ビル 10階 電話番号：052-774-△△△△	
⑩ 取 扱 職 種 の 範 囲 等	郵便番号、ビル名、階数、電話番号（変更がある場合）を記載してください。	
⑪ 変更（廃止）年月日	令和〇年〇月〇日	
⑫ 職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬ 変更（廃止）理由 再 交 付 理 由	商号変更、事業所移転のため	
⑭ 備 考	職業紹介課職業紹介係 〇〇 〇〇 連絡先 052(219)〇〇〇〇	
	申請担当者の職名・氏名・事業所の電話番号を記載してください。	

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年者の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。